

会社設立手続き一覧

会社設立手続きは次の3ステップで完了する。

(ア) 電子定款（認証/公証役場）

※ 電子定款は紙式定款より認証手数料が5万円安いので認証代行を依頼する。

※ 「合同会社」は定款認証が不要だが、「税務署」届出書類一式の一として必須。

(イ) 会社設立登記

株式会社設立登記申請書への添付書類一式（申請書類①～⑦/法務局）

（備考）合同会社も下記に例に倣った書類となる

※ 下記②は6万円

※ 下記③定款は登記には不要（税務署届出には必須）

① 株式会社設立登記申請書

② 登録免許税の収入印紙を貼付した台紙（15万円）

③ 定款（認証済み定款/電子定款なら5万円）

※ 法務省オンライン事務所（弊社ら）の代行委託がお得です

※ 合同会社は登記に認証定款が不要も税務署への法人設立届出には必要です。

④ 登記すべき事項（規定書式あり）

⑤ 株式会社創立総会議事録

※ 取締役就任承諾の記載（印鑑証明書添付のこと）

※ 監査役設置の場合は監査役就任承諾の記載（印鑑証明添付）

⑥ 払込証明書

※ 発起人預金通帳写（㊦裏表, ㊧通帳詳細頁, ㊨資本金振込頁）

※ （苦肉の策）

#会社口座開設を銀行が渋る場合等は発起人口座を会社に代用する

※ 銀行への口座開設依頼書を証拠書類に残せば悩む必要はない

⑦ 印鑑届（代表者印 10mm 以上～30mm 以内）

(ウ) 法人設立届出書（届出/税務署）

① 登記簿謄本（1通）

② 定款写し（合同会社の場合も必要）

③ 法人設立届一式書類（青色申請を含め税務署で貰える）

※ 消費税課税選択者届出書（提出判断に関し税理士相談マター）

※ 消費税簡易課税選択届出書（同上）

④ 法人設立時の事業概況書（税理士関与の場合は事務所にとって重要書類）

⑤ 法人設立時の「開始残高表」（当初の決算書）

☑外注先は要注意（土業専管規制の法令）

㊦司法書士は、定款作成○、法務局申請○、税務署届出×、社保加入届出×

㊧税理士（全仕業提携事務所）は、定款○、法務局申請○、税務届○、社保届出○

会社設立手続き一覧

- ㊦税理士法人は、定款作成×、法務局申請×、税務署届出○、社保加入届出×
- ㊧行政書士は、定款作成○、法務局申請×、税務署届出×、社保加入届出×
- ㊨社会保険労務士は、定款作成×、法務局申請×、税務署届出×、社保加入届○

(追伸: お断り) 以下の士業代行者の所属先は弊社又は弊社提携先です。

- ㊩税務代行は税理士が承ります
- ㊪社会保険代行は社会保険労務士が承ります
- ㊫登記代行は司法書士が承ります
- ㊬遺産分割協議書等の一般法律事務代行は行政書士又は弁護士が承ります
- ㊭査証ビザ申請代行は東京入管局届出行政書士又は同届出弁護士が承ります